

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	安養寺町 (安養寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、担い手も高齢化によって離農する可能性もあるが、集落営農組織や他の担い手が引き受ける意向を示しているため、今のところ担い手不足の心配はない。
現状の問題としては、農業者の高齢化や後継者不足、米価下落による経営への影響などがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農事組合法人安養寺営農組合は、安養寺地域の農業の担い手となる事を目的として設立しており、農業者が離農や規模縮小する場合は、農地を引き受ける意向がある。また、その他にも経営規模拡大を希望する農業者が複数いるため、今のところ担い手不足の問題はない。
定期的に会議の場を設け、意見の交換によって地域農業の方向性を決定している。この会議には、地域住民の代表として安養寺自治会役員も参加し、農業者と共に地域農業について話し合いを行っている。転作については、今後もブロックローテーションを継続する。一部の高齢の個人農業者においては、体力的な面から転作の作付が難しいなどの問題があるが、地域の農業者の支援や加工米による対応で、転作率の達成を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集約化(担い手間での農地の交換など)によって圃場分散を解消し、効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--